

2 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等

都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理については、条例に基づき所有者が行うこととされ、また、都道府県は、必要があると認めるときは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者等に対し、当該文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めること（以下「管理状況の確認」という。）ができるとされている。

文化庁は、国指定文化財（美術工芸品）（注）の管理状況の確認について、都道府県に対し、「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」（平成 25 年 11 月 29 日付け 25 庁財第 352 号文化庁長官通知。資料 7）により、原則、現物確認によることとしている一方で、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認については、その方法を特段定めておらず、都道府県に委ねている。

このような状況を踏まえ、都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認の実施状況を調査した。

（注）国指定文化財（美術工芸品）とは、法第 2 条第 1 項第 1 号に列挙された有形文化財から建造物を除いたいわゆる「美術工芸品」（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）であって、国が指定した重要文化財及び国宝を表す。

(1) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況

調査対象 27 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認の実施状況をみると、管理状況の確認を行っている都道府県が 25 都道府県、管理状況の確認を行っていない都道府県が 2 都道府県みられた（表 2-(1)-①）。

表 2-(1)-① 管理状況の確認の実施件数

（単位：都道府県）

区分	管理状況の確認を実施	管理状況の確認を未実施
調査対象都道府県	25	2

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 管理状況の確認を実施している都道府県には、管理状況の確認を一部の都道府県指定文化財（美術工芸品）に限定していることが確認できた 1 都道府県を含む。

都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を行っている 25 都道府県について、その確認方法をみると、巡回による現物確認を行っているものが 22 都道府県、電話・文書等により確認を行っているものが 2 都道府県、確認方法を市区町村の判断に委ねて確認依頼しているものが 1 都道府県みられた（表 2-(1)-②）。また、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認主体についてみると、都道府県が主体となって実施しているものが 9 都道府県、都道府県と市区町村の双方で実施しているものが 12 都道府県、市区町村に依頼しているものが 4 都道府県みられた（表 2-(1)-②（再掲））。

次に、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認に当たって文化財保護指導委員（注）の活用状況をみると、巡回による現物確認を実施している 22 都道府県のうち、

11 都道府県（50.0%）が文化財保護指導委員を活用している状況がみられた（表 2-(1)-②（再掲））。

（注）文化財保護指導委員とは、法第 191 条において、都道府県及び市町村の教育委員会に置くことができるとされている者で、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うとされている。

なお、この内訳をみると、都道府県が主体となって巡回による現物確認を実施している場合には、8 都道府県中 7 都道府県が文化財保護指導委員を活用しており、都道府県と市区町村の双方で巡回による現物確認を実施している場合は 11 都道府県中 4 都道府県が文化財保護指導委員を活用している状況がみられた（表 2-(1)-②（再掲））。

表 2-(1)-② 管理状況の確認の方法及び文化財保護指導委員の活用状況

（単位：都道府県）

区分	確認方法			計	
	巡回による 現物確認	文化財保護指 導委員の活用	電話・文書 等による 確認		その他 (注 3)
都道府県が実施	8	(7)	1	0	9
都道府県と市区町村 の双方で実施 (注 2)	11	(4)	1	0	12
市区町村に依頼	3	(0)	0	1	4
計	22	(11)	2	1	25

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「都道府県と市区町村の双方で実施」は、i）都道府県が所有する都道府県指定文化財（美術工芸品）以外のものの現物確認を市区町村に依頼しているもの、ii）都道府県が現物確認する際に市区町村に同行を依頼しているものをいう。

3 「その他」は、確認方法を市区町村の判断に委ねているものをいう。

一方、調査対象 27 都道府県のうち都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を実施していない 2 都道府県では、その理由として、i）美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足であること、ii）所有者の届出により把握することとしていることを挙げている（表 2-(1)-③）。

表 2-(1)-③ 都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を行っていない理由

区分	内容
美術工芸品に係る専門家の不在や人手不	本都道府県では、都道府県指定文化財（美術工芸品）の盗難が発生していることや、過疎化の進行により、無住寺社や地区で管理している文化財の地域住民による管理が困難になりつつあることから、都道府県指定文化

足であること	財（美術工芸品）の管理状況の確認について、以前から必要性は認めていたが、美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足を理由に実施できなかったとしている。
所有者の届出により把握することとしていること	本都道府県では、盗難や所在の変更等については原則として所有者の届出があった際に把握することとしているため、現物確認・ ^{しっかい} 悉皆方式での所在確認等は行っていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

なお、調査対象とした都道府県の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理について、所有者の協力、都道府県下の市区町村との役割分担及び連携、体制の不足などを課題として挙げているものがみられた（表 2-(1)-④）。

表 2-(1)-④ 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理に係る主な課題

区分	内容
所有者の協力	<ul style="list-style-type: none"> 個人と社寺が所有し保管している都道府県指定文化財（美術工芸品）については、所有者の前向きな協力がないと現物確認が難しい。 都道府県指定文化財（美術工芸品）が盗難に遭った場合、即座にその事実を公表しマスメディアに取り上げてもらうことが重要と思われる。しかし、社寺が所蔵している都道府県指定文化財（美術工芸品）が盗難に遭った場合には、^{だんか}檀家等から管理が不十分であったと非難されるおそれがあることから、住職等の中には盗難の事実を公表することや警察に被害届を出すことをためらう方もいる。このような場合、都道府県指定文化財（美術工芸品）の重要性を説明し住職等を説得することになるが、過去に説得に応じてもらえないことがあった。 本都道府県指定文化財（美術工芸品）の中には、個人が所有・管理しているものが多く、連絡しても応答がないなど連絡が取りづらい。また、個人所有者の中には高齢の方もおり、適切な保存や管理が難しくなっている。このため、個人所有者に対して都道府県指定文化財（美術工芸品）の博物館等への寄託を勧めている。 本都道府県の条例では、都道府県指定文化財の所有者が変更された場合、所有者変更届を新しい所有者が行うことになっているが、新しい所有者が条例による届出制度を承知していないことから、本都道府県に当該届出を提出しないケースが多い。 所在確認調査において本都道府県教育委員会の担当職員が現物確認できなかったことから所在不明（現物確認が必要）と分類された都道府

	<p>県指定文化財（美術工芸品）の7割以上は刀であり、全て個人所有の個人管理である。刀は、個人が趣味で所有して管理していることが多く、持ち運びも容易なことから、所有者の死亡等により売買されるなどして、所在不明になることが多い。</p>
都道府県下の市区町村との役割分担及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都道府県では、国指定及び都道府県指定を含めて巡回確認しているものの、本都道府県と本都道府県下の市区町村の役割分担が長年の慣習による部分もあって、管理が曖昧になるおそれがあるため、役割分担を明確にする必要がある。 ・ 人口減少により、集落自体の人口が減ることで、文化財の盗難に対する近隣住民の監視の目がなくなってきており、今後はその傾向がもっと顕著になっていくと思われる。そのような地域の文化財をどう管理していくかが課題になりつつある。市区町村との連携が不可欠であると考えられる。
体制の不足	<p>本都道府県では学芸員の人員が不足しており、十分な調査指導ができない。また、市区町村に美術工芸品を専門とする学芸員が不在（考古学と歴史を専門とする者が多い。）で、多岐・多様な文化財を取り扱う技術を有する職員がいない。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）についても、国指定文化財（美術工芸品）と同様に文化財保護制度の周知と社会的関心を高めることがまず必要であると考えられる。 ・ 盗難発生時には、警察や新聞・放送局などのマスメディア、他の都道府県にも文化財情報を提供し、盗まれた文化財であることを数多くの人々に周知し、盗品のマーケット流出を抑止する措置を今後講ずる必要がある。

（注） 当省の調査結果による。

（2）所在不明文化財

ア 所在不明文化財の状況

昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変わりつつあり、将来に向かって、地域の文化財の滅失や散逸等が課題となってきた（資料8）。

都道府県指定文化財（美術工芸品）は、条例に基づき所有者に管理義務が課せられているが、都道府県指定文化財（美術工芸品）で所在不明となったものの取扱いの実態について、文化庁は把握しておらず、明らかにされていない。

そこで、調査対象とした27都道府県の都道府県指定文化財（美術工芸品）6,312件を

対象に調査したところ、20 都道府県において指定が維持されたまま所在不明と整理され、検索を続けている都道府県指定文化財（美術工芸品）（以下「所在不明文化財」という。）が 114 件（1.8%）みられた（表 2-(2)-①）。

表 2-(2)-① 都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち所在不明文化財の件数

（単位：件、%）

区分	調査対象文化財数	
	調査対象文化財数	所在不明文化財数
都道府県指定文化財（美術工芸品）数	6,312 (100)	114 (1.8)

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 調査対象文化財数のうち、表中のように所在不明文化財のほか、都道府県において所在不明とは整理されていないが検索中とされているものが 83 件みられた。

上記所在不明文化財 114 件を所有者別に件数の多い順にみると、個人が 86 件、社寺が 21 件、自治会・地区が 4 件、都道府県が 2 件、市区町村が 1 件になっており、所在不明文化財 114 件のうち、個人所有及び社寺所有のものが 107 件で、全体の 93.9%を占めている（表 2-(2)-②）。

また、文化財種別では、刀剣などの工芸品が 57 件、絵画が 25 件、彫刻が 18 件、考古資料が 6 件、書跡が 5 件、歴史資料が 3 件となっている（表 2-(2)-②（再掲））。

表 2-(2)-② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・文化財種別の所在不明件数

（単位：件）

区分	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料	合計
個人	19	3	57	2	3	2	86
社寺	6	11	0	3	0	1	21
自治会・地区	0	4	0	0	0	0	4
都道府県	0	0	0	0	2	0	2
市区町村	0	0	0	0	1	0	1
合計	25	18	57	5	6	3	114

（注） 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

次に、上記所在不明文化財 114 件について、各都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となっていることを把握したきっかけをみると、都道府県による事後の所在確認調査で把握したもの（78 件、68.4%）と警察からの連絡等により把握したもの（23 件、20.2%）を合わせて 101 件で、全体の 88.6%を占めている。（表 2-(2)-③）。

また、上記 114 件を所在不明の原因別にみると、所有者死去が 35 件、所有者転居が

17件、売却が13件、盗難が25件、その他が24件となっている（表2-(2)-④）。

上記114件について、所在不明となっていることを把握したきっかけと所在不明の原因を所有者別に分析すると、以下の状況が明らかとなった。

i) 社寺所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）（21件）については、都道府県は、警察からの連絡等によって所在不明となっていることを把握しているものが多くみられた（17件、81.0%）（表2-(2)-③（再掲））。これは、社寺所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、所在不明となっている原因の多くが盗難であることと関連しているものと考えられる（表2-(2)-④（再掲））。

ii) 所在不明となっている件数が最も多い個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）（86件）についてみると、都道府県が事後に所在確認等の調査を行った際に所在不明となっていることを把握したものが75件（87.2%）みられたが（表2-(2)-③（再掲））、その75件のいずれでも条例に基づく旧所有者からの所在地変更の届出や新所有者からの所有者変更の届出によって把握したものはみられなかった。

また、所在不明の原因には、所有者死去（35件、30.7%）、所有者転居（17件、14.9%）、売却（13件、11.4%）がみられ（表2-(2)-④（再掲））、そのいずれの原因の場合でも旧所有者又は新所有者から都道府県への届出がなされず、都道府県が事後に行った所在確認等の調査によって所在不明となっていることを把握しているものが多くみられる（表2-(2)-⑤）。

このように、今回の調査で判明した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となったケース（86件）について、所有者の死去、転居又は売却が原因となったもの（合わせて65件）のうち59件（90.8%）で事後の所在確認調査により都道府県が所在不明の事実を把握していたことから（表2-(2)-⑤（再掲））、旧所有者からの所在地変更の届出又は新所有者からの所有者変更の届出が都道府県に対し適切になされず、結果的に所在不明となってしまうことがうかがわれる。

表 2-(2)-③ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・所在不明となっていることを把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地及び所有者の変更の届出 (注2)	警察からの連絡等 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	合計
個人	0	2	75	6	3	86
社寺	0	17	1	2	1	21
自治会・地区	0	3	0	0	1	4
都道府県	0	0	2	0	0	2
市区町村	0	1	0	0	0	1
合計	0	23	78	8	5	114

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所在地及び所有者の変更の届出」は、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

3 「警察からの連絡等」は、i) 所有者から警察への盗難届の提出があり警察から都道府県に対し連絡があったもの、ii) 所有者から警察へ盗難届の提出及び都道府県に対する連絡があったものをいう。

表 2-(2)-④ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・所在不明の原因別件数

(単位：件)

区分	所有者 死去 (注2)	売却	所有者 転居	盗難	その他 (注3)	合計
個人	35	13	17	2	19	86
社寺	0	0	0	18	3	21
自治会・地区	0	0	0	4	0	4
都道府県	0	0	0	0	2	2
市区町村	0	0	0	1	0	1
合計	35	13	17	25	24	114

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者死去」は、i) 所有者の死後、相続人と連絡が取れないもの、ii) 所有者の死後、相続人と連絡を取ることはできるが、死亡した所有者から都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する引継ぎを受けおらず、所在が確認できないものであって、都道府県において所在不明と整理されているものをいう。

3 「その他」は、i) 所有者と連絡が取れないもの、ii) 所有者の協力が得られないことなどにより現物確認できないものであって、都道府県において所在不明と整理されているものをいう。

表 2-(2)-⑤ 個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、所在不明の原因別・所在不明となっていることを把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地及び所有者の変更の届出 (注 2)	警察からの連絡等 (注 3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	合計
所有者死去	0	0	29	5	1	35
所有者転居	0	0	17	0	0	17
売却	0	0	13	0	0	13
合計	0	0	59	5	1	65

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「所在地及び所有者の変更の届出」は、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

3 「警察からの連絡等」は、i) 所有者から警察への盗難届の提出があり警察から都道府県に対して連絡があったもの、ii) 所有者から警察へ盗難届の提出及び都道府県に対する連絡があったものをいう。

イ 都道府県独自の取組により所在不明の防止につながっている主な事例

前述（P10 の 2(2)ア）のとおり調査対象都道府県では所在不明文化財がみられた一方で、以下のとおり、都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認するに当たって、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明の防止につながる独自の取組を行っている事例がみられた（表 2-(2)-⑥）。

- ① 文化財の写真を撮影し、寸法や特徴を記録している例
- ② 所有者との関係性確保に取り組んでいる例
- ③ 所有者に所在地変更等の届出の励行等について確認している例
- ④ 宗教法人所管部局から法人に係る情報を収集し、所在地変更等の届出の励行に活用している例

表 2-(2)-⑥ 都道府県独自の取組により所在不明の防止につながっている主な事例

区分	内容
文化財の写真を撮影し、寸法や特徴を記録している例	<p>本都道府県は、平成元年度から、国及び同都道府県の指定文化財並びに盗難の対象となりやすい未指定文化財を含めた彫刻（所有者の了解が得られない一部の秘宝等を除く全て）を対象に、それらの文化財の損傷、被災、盗難に備え、順次、写真を撮影し、寸法や特徴を採寸記録台帳に記録する「撮影事業」を実施している。</p> <p>実際、同都道府県では、平成 15 年度から令和元年度末までに 67 件の都道府県指定がなされていない文化財（このうち 1 件は国指定重要文化財である。）の盗難事件が発生しているが、当該 67 件のうち、4 件返却された（このうち 1 件は国指定重要文化財である。）実績があるとしている。</p> <p>上記の返却された文化財について、同都道府県は、いずれも撮影事業に</p>

	<p>より撮影された文化財の写真が新聞等に掲載され、犯人が盗んだ文化財を現金化することが困難となったことが要因であるとしている。</p> <p>なお、同都道府県は、同都道府県指定文化財（美術工芸品）については、所在地変更等の届出が励行されており、これまで所在不明となっているものはないとしている。</p>
<p>所有者との関係性確保に取り組んでいる例</p>	<p>本都道府県には、所有者と国・都道府県・市区町村が緊密な関係性を確保し、文化財保護の充実と発展に寄与することを目的に、平成4年度から、国及び同都道府県指定文化財の所有者等を会員（約500人）とした文化財所有者等連絡協議会が組織されている。</p> <p>同協議会は、毎年、総会及び研修会を開催しており、その席で同都道府県の文化財保護課は文化財の所有者等に対し、消防や警察の協力も得て文化財の保存、修理、防災、維持管理等に関する理解の促進を図っている（注）。</p> <p>また、こうした機会を通じて、同課は、文化財の滅失、毀損、盗難等が発生した場合に、所有者等により速やかに届出が励行されるよう文化財の所有者との関係性を確保できているとしている。</p> <p>このほかに、同都道府県では、普段から文化財の所有者とは緊密に連絡を図り、文化財の管理状況に関する情報収集を行っている。</p> <p>同都道府県は、これらの取組の結果、これまで所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）はないとしている。</p> <p>（注）文化財所有者等連絡協議会における具体的な取組としては、i）会員が参加しての講演や文化財見学を組み込んだ研修会の開催、ii）会員への文化財に係る補助事業や防犯等に関する公的相談窓口の設置及び周知などがみられた。</p>
<p>所有者に所在地変更等の届出の励行等について確認している例</p>	<p>本都道府県は、文化財の指定に当たっては、維持管理の負担や届出の励行について所有者に説明した上、所有者の理解が得られているかどうかや、適切に維持管理してもらえるのかも確認し、慎重に指定している（適切な維持管理が難しいとする所有者である場合、資料館等への寄託を勧めている。）。</p> <p>また、同都道府県が実施する指定文化財の管理に関する各種補助制度や所在地変更等の届出についての注意喚起に関する文書を毎年、全ての所有者に送付しており、不在返送があった場合には、所有者に転居等がないか電話で確認している。</p> <p>これらの取組の結果、同都道府県指定文化財（美術工芸品）でこれまで所在不明となったものはないとしている。</p>
<p>宗教法人所管部局から法人</p>	<p>本都道府県の文化財保護課では、過去に、宗教法人を所管する部局（文教課）から、国指定重要文化財を所有する宗教法人について、後継者がい</p>

に係る情報を収集し、所在地変更等の届出の励行に活用している例	<p>ないなど運営上のリスクがある法人がみられるとの情報提供を受けた。</p> <p>文化財保護課と文教課が連携して確認したところ、当該法人の所在地とされている場所が更地になっており、当該法人が所有する国指定重要文化財の管理状況が不明な状態となっていたことから、同都道府県は、当該法人の代表者に連絡を取り、国指定重要文化財の所在を確認できた事例などがあった。</p> <p>このような経緯があったことから、文化財保護課では、文教課と連携し、宗教法人が所有する文化財（都道府県指定文化財（美術工芸品）を含む。）の管理に関するリスクが生じる可能性がある場合には、必要に応じて法人に関する情報を共有するなど、連携して宗教法人の財産でもある文化財の管理状況の確認に努めることとしている。</p>
--------------------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

ウ 検索に係る関係機関との連携

所在不明文化財がみられた 20 都道府県では、引き続き所在不明文化財の検索を続けており、関係機関と連携して検索に当たっている状況がみられた。

都道府県が連携した関係機関（複数回答）について、市区町村と連携しているものが 12 都道府県、警察と連携しているものが 2 都道府県、都道府県内にある美術館・博物館と連携しているものが 2 都道府県、文化庁と連携しているものが 4 都道府県、他の都道府県と連携しているものが 2 都道府県、メディアと連携しているものが 3 都道府県みられた（表 2-(2)-⑦）。

表 2-(2)-⑦ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の検索に当たって連携した関係機関数

(単位：都道府県)

区分	市区町村	警察	都道府県内にある美術館・博物館	文化庁	他の都道府県	メディア
20 都道府県	12	2	2	4	2	3

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 複数の連携した関係機関を挙げた都道府県がみられたことから、表の関係機関数の合計は 20 を超える。

3 20 都道府県では、所在不明文化財のリストを関係機関に対して提供して情報提供を呼び掛けており、表中の件数は、20 都道府県において当該リストを提供した関係機関の数を表している。

このほか、警察との連携については地方公共団体と警察が定期的に情報交換を行う取組、メディアとの連携についてはメディアに写真を提供し記事にもらい情報提供を呼び掛ける取組がみられた。

なお、上記のほか、検索に当たって警察と連携があったのか当時の詳細は不明であるが、所有者から盗難届が提出されているものが 6 件みられた。

一方、調査対象とした都道府県及び市区町村の中には、所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の検索について、所有者の協力や関係機関との連携などを課題として挙げているものがみられた（表 2-(2)-⑧及び表 2-(2)-⑨）。

表 2-(2)-⑧ 都道府県における所在不明文化財の搜索に係る主な課題

区分	内容
所有者の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在不明文化財の警察や有識者への情報共有について、所有者の理解が得られない場合、公表や情報共有が困難となり、搜索が難しくなると考えられる。 ・ 文化財の所有者の協力がなければ、搜索は困難となる。 ・ 刀剣類が古美術商等の指定文化財や刀剣登録の手續に関する知識がある者の手に渡れば、都道府県への照会や連絡が行われる場合があり、所在確認につながる可能性はあるが、現状では新所有者の知識や考え方に頼らざるを得ない状況である。
関係機関等との連携	<p>近年、文化財の盗難報告を受けていないため、警察や古美術商と連携する機会がなく、実際に盗難報告を受けた際に関係各所との連携が取れるか懸念している。近隣の県では文化財の盗難が発生しているとの情報もあることから、先進県等の取組を参考に盗難被害が発生した時の対応を考えていく必要がある。</p>
搜索に必要な情報	<p>文化財の写真がある場合は、他機関への搜索依頼を行う際に文化財の特徴を示す有効な手段となるが、指定時期が古く写真等のデータがない場合には、搜索が困難となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑨ 市区町村における所在不明文化財の搜索に係る主な課題

区分	内容
所有者（個人）の所在不明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者やその相続人等の所在自体を把握できない又は連絡が取れない場合や、所有者が死亡する前に売却等を行ったが相続人等は指定文化財の存在自体を知らなかった又は売却先等を知らされていないような場合には、所在不明文化財の搜索の手掛かりとなる売却先や譲渡先等の情報が得られず、追跡調査を行うことは困難である。 ・ 盗難ではなく、所有者の死去や転居等の個人の都合により所在不明となっている場合、搜索は困難である。特に、所有者やその相続人と音信不通となってしまうと、所在の確認が難しくなる上、時間の経過に伴い、所有者の知人等も不明となってしまうと手掛かりがなくなり、搜索が困難となる。 ・ 所有者の死去や転居等の個人の都合による所在不明案件は、個人の意向等により所在不明になったことを公表できないこともある。所在不明の原因の類型ごとに所在不明文化財の搜索の在り方について整理する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 登録されている住所に現物確認に行った際に、住宅からアパートに建て替えられており、所有者の所在が確認できなくなっていた本都道府県指定文化財（美術工芸品）について、住民基本台帳を所管する部局に対し、戸籍から追跡していくことを目的に戸籍情報の提供を求めたが、同部局から情報提供を断られ、追跡できなかったことがある。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

エ 一旦所在不明となったが発見に至った都道府県の取組の例

調査対象都道府県では、以下のとおり、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の捜索に当たって関係機関との連携を図るなどして発見に至った例がみられた（表 2-(2)-⑩）。

- ① 都道府県教育委員会から同都道府県内全市区町村、同都道府県立博物館及び同都道府県立美術館に所在不明文化財のリストを提供し情報提供を呼び掛け、発見に至った例
- ② 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 14 条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会し発見に至った例
- ③ 所有者から所在確認調査の協力が得られず、都道府県教育委員会が現物確認できない都道府県指定文化財（美術工芸品）について、市区町村が所有者に対し、継続して働き掛けを行ったことにより、所在の確認ができた例

表 2-(2)-⑩ 一旦所在不明となったが発見に至った都道府県の取組の例

区分	内容
都道府県教育委員会から同都道府県内全市区町村、同都道府県立博物館及び同都道府県立美術館に所在不明文化財のリストを提供し、情報提供を呼び掛け、発見に至った例	<p>本都道府県は、平成 25 年 11 月、文化庁から国指定文化財（美術工芸品）について所在確認依頼があったことを契機として、同都道府県指定文化財についても所在確認に係る調査を行った。同調査は市区町村教育委員会に依頼し、平成 26 年 2 月及び 27 年 6 月の予備的調査を経て、27 年度に絵画・書跡の本調査、28 年度及び 29 年度に彫刻、工芸品、考古資料の本調査を実施した（注）。</p> <p>（注）予備的調査では、各市区町村教育委員会において市区町村内に所在する都道府県指定文化財（美術工芸品）について現時点で把握している概況（所在することはおおむね確か、所在の有無について情報がない、所在しない可能性が濃厚のいずれかを報告）を調査している。一方、本調査では、予備的調査で所在の有無について情報がないとされた文化財を対象に、市区町村教育委員会において市区町村内に所在する現物を実際に見て確認する方法（又は管内の博物館等に電話で確認を依頼等）で調査している。</p> <p>平成 27 年度の本調査では、都道府県指定文化財（個人所有の絵画）について、当該指定文化財の所在と管理状況を市教育委員会職員が確認した</p>

	<p>い旨の通知を文書で所有者に送付したが、宛先不明で返戻され電話番号も使われなくなっており、所有者転居先不明として当該指定文化財が所在不明であることが判明した。</p> <p>このため、同都道府県は、上記所在確認に係る調査結果を踏まえ、当該指定文化財を含む所在不明であると判明した都道府県指定文化財(美術工芸品)の一覧を管内の市区町村教育委員会、都道府県立博物館及び都道府県立美術館に提供し、所在不明文化財に関する情報の提供を呼び掛けた。</p> <p>その結果、同都道府県立美術館の学芸員から、上記都道府県指定文化財(個人所有の絵画)が同都道府県立博物館で所蔵している可能性がある旨の情報提供があり、同博物館が所在する市の教育委員会職員が現物を確認し、発見に至った。</p> <p>同都道府県は、所在不明文化財の搜索に当たっては、私立も含めた博物館、美術館との情報交換の充実が重要であるとしている。</p> <p>なお、上記取組のほか、同都道府県は、市区町村を通じて、文化財所有者向けの文化財の管理に関する諸手続を解説した手引を作成・配布している。同手引では、日常的な保存管理の方法のほか、所有者変更の場合や所在地変更の場合の届出書類への記載内容や提出先(市区町村教育委員会文化財担当課)などが具体的に記載されており、同都道府県は、届出が漏れることによる文化財の所在不明の発生防止に努めているとしている。</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会し発見に至った例</p>	<p>本都道府県は、平成25年11月に文化庁から国指定文化財(美術工芸品)の所在確認調査の依頼があった際に、同都道府県指定文化財(美術工芸品)の所在確認依頼も併せて実施(都道府県内市区町村に対して調査協力依頼)し、当該調査の結果、所在不明文化財があることが判明した。</p> <p>このような状況を踏まえ、本都道府県は、i)他の都道府県の教育委員会等(銃砲刀剣類所持等取締法第14条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局)に対し、当該所在不明となっている刀剣の登録がなされていないかを照会するとともに、ii)同法に規定された手続(同法第14条に基づく登録及び同法第17条の規定に基づく登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等)が本都道府県に対してなされた場合には、本都道府県指定文化財(美術工芸品)の指定台帳と突合し、所在不明文化財に該当しないかを確認することとした。</p> <p>この結果、以下のとおり、本都道府県では所在不明となっていた都道府県指定文化財(刀剣)の発見に至ったとしている。</p> <p>① 所有者が刀剣の登録情報において本都道府県外に転居していたことが判明したことから、本都道府県は同所有者に対し、本都道府県外に移動した都道府県指定文化財の指定について解除する旨を書面にて通知</p>

	<p>したところ、同所有者から本都道府県へ電話連絡があり、本都道府県内の施設で当該刀剣を公開し有効活用したいという意向の相談を受けたため、本都道府県内の刀剣を多く扱う美術館を紹介し、寄託された。</p> <p>② 本都道府県外の刀剣販売業者から購入を検討中の刀剣に付属していた都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定書が有効であるか照会があり、同刀剣の本都道府県外への移動を確認した。その後新所有者より銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更の手続がなされたことで新所有者と所在地が判明した（新所有者は本都道府県外に在住していたことから、本都道府県の条例第 7 条の規定に基づく都道府県指定文化財の所有者変更届の提出を依頼し、区域外移動として指定を解除した。）。</p>
所有者から所在確認調査の協力が得られず、都道府県教育委員会が現物確認できない都道府県指定文化財（美術工芸品）について、市区町村が所有者に対し、継続して働き掛けを行ったことにより、所在の確認ができた例	<p>本都道府県では、平成 26 年度に行った同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査時に所有者の協力が得られず、同都道府県教育委員会の担当職員が現物を確認できないもの（個人所有の刀剣）があった。このため、同都道府県は、当該都道府県指定文化財（刀剣）を所在不明（所在確認が必要）に分類していた。</p> <p>このような状況を踏まえ、同都道府県は上記都道府県指定文化財（刀剣）の所有者への連絡を市区町村に対して依頼した。市区町村では、文化財担当職員が、上記所在確認調査後も所有者に対し継続して電話連絡及び訪問を行うとともに、所有者の自宅訪問時に、都道府県による所在確認調査への協力を依頼する文書を郵便受けに投函し、所有者への連絡を続けた。</p> <p>その結果、所有者との連絡が取れたことから、同都道府県の担当職員が現物確認を実施し、所在確認調査を実施した平成 26 年度内に、所在不明となっていた都道府県指定文化財（刀剣）の所在の確認ができた。</p> <p>なお、同都道府県は、所在不明文化財の所在の確認に当たっては、所有者の了解を得ることが重要であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

オ 国への意見・要望

調査対象とした都道府県及び市区町村の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理について、効果のあった所在不明文化財の搜索事例の提供などを国への意見・要望として挙げているものがみられた（表 2-(2)-⑪及び表 2-(2)-⑫）。

表 2-(2)-⑪ 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理に係る国への
主な意見・要望

区分	内容
効果があった捜索事例の提供	<p>他の都道府県が実施して効果があった所在不明文化財の捜索事例などについて、文化庁が情報提供してくれると有り難い。</p> <p>なお、本都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する事例ではないが、令和元年度に本都道府県下の市区町村で未指定文化財（木造の仏像）の盗難事件が発生した際に、以前に文化庁から情報提供を受けていた他の都道府県の取組を参考として、i) 当該市区町村からの要請を受けて本都道府県教育委員会から各都道府県教育委員会宛てに情報提供を依頼する公文書を出し、ii) 新聞・テレビ等マスメディアへの積極的な情報提供、iii) 当該市区町村職員や地域住民が主体となり、SNS等を活用した広範囲への情報発信などの取組を行った結果、盗まれた仏像の発見に至った例がある。</p>
刀剣の登録情報と文化財指定情報との突合	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 1 項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の登録がなされている刀剣は、歴史的・文化的価値等が認められれば、都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定されることもあり得る。都道府県指定文化財（美術工芸品）で所在不明となりやすいのは、持ち運びが容易な刀剣が多いと考えられる。刀剣の登録情報と文化財指定に係る情報を突合せることができれば、少なくとも都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定されている刀剣類については、移動等の把握が容易になると考えられるため、そのシステムを文化庁が整備してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑫ 市区町村における都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理に係る国への
主な意見・要望

区分	内容
効果があった捜索事例の提供等	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明文化財については、他の地方公共団体が実施した所在確認に係る成功事例（先進的事例）が分かるような事例集及び所在確認調査に係るマニュアルの作成、地方公共団体職員向けの所在確認調査に特化した専門的な内容の研修会等の開催が必要であると考えている。 都道府県指定文化財（美術工芸品）の効果的な散逸防止策や所在不明文化財の捜索成功事例について情報提供してもらえると参考になる。
都道府県指定文化財（美術工芸品）の保管に関	<p>美術工芸品、特に絵画及び文書は、適切な温度で保管することが必要だが、個人所有となると、どのような環境で保管されているか心配である。国が、保存に関する個人向けの手引を作成してくれれば、所有者に配布し</p>

する個人向けの 手引の作成	たい。
------------------	-----

(注) 当省の調査結果による。

(3) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等

ア 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の実績

前述（P2の1(1)イ）のとおり、都道府県は、その区域に存する重要な文化財を指定することができるかとされているが、人や物の移動が活発になっている現代において、所有者は、都道府県指定文化財（美術工芸品）を容易に都道府県の区域外へ移動させることができる。

文化庁は、条例参考案において、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合には、特殊の事由のうちを含めて取り扱うこと、すなわち、都道府県は指定を解除することが適当であるとしている。これについて文化庁は、「地方公共団体の区域外に存する文化財を当該地方公共団体の文化財として指定し何らかの保護措置（規制を含む。）を講ずることができるのであれば、文化財所有者において参政権の及ばない地方公共団体の規制等に服することとなり、民主主義の観点から当然問題になると考えられるほか、複数の地方公共団体による二重指定等も生じ得ることとなり、所有者の財産権の観点からも過度の規制となり問題になる」としている。

しかしながら、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定が解除された場合、それまで所有者が負っていた管理義務がなくなるとともに、都道府県は所有者に対して管理状況の報告を求めることもできなくなる。

このような状況にある中で、文化庁は都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外への移動の実態を把握しておらず、区域外に移動した場合の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとして、何らの取組も行っていない。

そこで、今回、当省において、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合の都道府県における取扱いの実態について調査を行った。

調査対象 15 都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動したものは、14 都道府県で 93 件みられた。

これらの都道府県指定文化財（美術工芸品）を所有者別にみると、個人が 76 件、社寺が 8 件、市区町村が 1 件、所有者不明が 8 件となっている。また、文化財の種別では、工芸品が 75 件、彫刻が 7 件、絵画が 6 件、考古資料が 3 件、歴史資料が 1 件、書跡が 1 件となっている（表 2-(3)-①）。

所有者別・文化財種別で見ると、個人所有の工芸品が 65 件みられ、最も多く区域外へ移動していた（表 2-(3)-①（再掲））。

表 2-(3)-① 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・文化財種別
件数

(単位：件)

区分	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料	合計
個人	1	6	65	1	2	1	76
社寺	5	1	2	0	0	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	1	0	0	0	1
所有者不明(注2)	0	0	7	0	1	0	8
合計	6	7	75	1	3	1	93

(注) 1 当省の調査結果による(令和2年3月末現在)。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

次に、区域外へ移動した上記都道府県指定文化財（美術工芸品）93件について、都道府県が、区域外へ移動していることを把握したきっかけをみると、条例に基づき、旧所有者が行う所在地変更の届出によるものが7件、新所有者が行う所有者変更の届出によるものが4件みられた(表2-(3)-②)。

その一方で、都道府県が事後の所在確認調査を行ったことにより把握したものが35件と最も多くみられ、また、関係者からの照会・連絡で把握したもの(11件)や詳細不明としているもの(33件)もみられた(表2-(3)-②(再掲))。

表 2-(3)-② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注3)	所有者変更の届出 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注4)	合計
個人	0	4	35	10	24	3	76
社寺	6	0	0	1	1	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	1	0	0	0	0	0	1
所有者不明(注2)	0	0	0	0	8	0	8
合計	7	4	35	11	33	3	93

(注) 1 当省の調査結果による(令和2年3月末現在)。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更

の届出をいう。

- 4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

次に、上記 93 件について、区域外へ移動した理由をみると、売却が 27 件、譲渡が 16 件、相続が 1 件、所有者の転居が 17 件、美術館・博物館等への寄託が 14 件、詳細不明が 16 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-③）。

特に、上記 93 件の中で最も多かった個人所有 76 件について、区域外へ移動した理由をみると、売却が 27 件、譲渡が 15 件、相続が 1 件、所有者の転居が 17 件、美術館・博物館等への寄託が 5 件、詳細不明が 9 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-③（再掲））。

表 2-(3)-③ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・区域外移動の理由別件数

(単位：件)

区分	売却	譲渡	相続	所有者の転居	寄託 (注 3)	詳細不明	その他 (注 4)	合計
個人	27	15	1	17	5	9	2	76
社寺	0	1	0	0	7	0	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	1	0	0	1
所有者不明 (注 2)	0	0	0	0	1	7	0	8
合計	27	16	1	17	14	16	2	93

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であることをいう。

3 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が 5 年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

4 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているものをいう。

次に、区域外へ移動した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）76 件について、区域外へ移動した理由別に、都道府県が区域外移動していることを把握したきっかけをみると、売却及び譲渡の際に、新所有者からの所有者変更の届出で把握したものが 4 件みられた（表 2-(3)-④）。

その一方で、売却、譲渡、相続、所有者の転居の際に条例に基づく所有者からの所在地変更の届出又は新所有者からの所有者変更の届出によってではなく、都道府県が事後に行った所在確認調査により把握したもの（35 件）、関係者からの照会・連絡により把握したもの（10 件）及び詳細不明としているもの（24 件）が合計で 69 件みられ、全体 76 件の 90.8%となっていた（表 2-(3)-④（再掲））。

表 2-(3)-④ 個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、区域外移動の理由別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注 3)	所有者変更の届出 (注 3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注 4)	合計
売却	0	3	10	8	4	2	27
譲渡	0	1	8	1	5	0	15
相続	0	0	1	0	0	0	1
所有者の転居	0	0	13	1	3	0	17
寄託	0	0	1	0	4	0	5
詳細不明	0	0	0	0	8	1	9
その他 (注 2)	0	0	2	0	0	0	2
合計	0	4	35	10	24	3	76

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

イ 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）に係る都道府県指定の継続に関する対応等

区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）93 件について、都道府県の対応状況をみると、都道府県が指定を維持したものが 16 件、都道府県が指定を解除したものが 75 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-⑤）。

都道府県の対応状況を所有者別にみると、個人所有のもの（76 件）では都道府県が指定を維持したものが 8 件、都道府県が指定を解除したものが 66 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-⑤（再掲））。

上記指定を維持した 8 件について区域外移動の理由をみると、美術館・博物館等へ寄託したものが 5 件、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものが 2 件、相続をしたものが 1 件みられた（表 2-(3)-⑥）。

表 2-(3)-⑤ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・都道府県の区域外移動把握後の
対応状況別件数

(単位：件)

区分	指定維持	指定解除	その他（注3）	合計
個人	8	66	2	76
社寺	7	1	0	8
都道府県	0	0	0	0
市区町村	1	0	0	1
所有者不明（注2）	0	8	0	8
合計	16	75	2	93

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「その他」は、一時的に区域外への移動により指定解除されていたが、区域内へ戻ってきたため再度指定されたものをいう。

表 2-(3)-⑥ 指定維持の場合の所有者別・区域外移動の理由別件数

(単位：件)

区分	売却	譲渡	相続 （注3）	所有者 の転居	寄託 （注4）	詳細不 明	その他 （注5）	合計
個人	0	0	1	0	5	0	2	8
社寺	0	0	0	0	7	0	0	7
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	1	0	0	1
所有者不 明（注2）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	13	0	2	16

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「相続」で計上されている1件は、所有者が所有する文化財について当該文化財を指定した都道府県内にある博物館へ寄託することを検討する意思を示しているが、その取扱いについて家族間で検討している最中であるとしているものをいう。

4 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が5年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

5 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

一方、上記都道府県が指定を解除した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）66件について、区域外移動の理由をみると、売却が27件、譲渡が14件、所有者の転居が16件、詳細不明が9件となっている（表 2-(3)-⑦）。

また、上記66件について、区域外へ移動した理由別に、都道府県が区域外移動して

いることを把握したきっかけをみると、区域外移動した原因となる行為の際に、新所有者からの所有者変更の届出で把握したものが3件みられた（表2-(3)-⑧）。

その一方で、都道府県が事後に行った所在確認調査により把握したもの（31件）、関係者からの照会・連絡により把握したもの（9件）及び詳細不明としているもの（20件）が合計で60件みられ、全体66件の90.9%となっていた（表2-(3)-⑧（再掲））。

また、上記66件のうち1件は国の重要文化財に指定されているが、残りの65件の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、都道府県は、条例上の根拠もないことから、当該都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動し、指定を解除した後は、特段当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況について追跡・把握をしていない。

個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、売却等がされた際に、新旧の所有者が、条例に基づく所在地変更又は所有者変更の届出をせず、都道府県が事後に区域外へ移動したことを把握した場合、当該都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域内に存しないことから、都道府県は指定を解除している（本調査では上記のとおり60件該当。表2-(3)-⑧（再掲））。これは、条例に基づき、所有者に対して当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理義務が課せられないことを意味する。

表2-(3)-⑦ 指定解除の場合の所有者別・区域外移動の理由別件数

(単位：件)

区分	売却	譲渡	相続	所有者 の転居	寄託 (注3)	詳細不 明	その他	合計
個人	27	14	0	16	0	9	0	66
社寺	0	1	0	0	0	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者不 明(注2)	0	0	0	0	1	7	0	8
合計	27	15	0	16	1	16	0	75

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が5年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

表 2-(3)-⑧ 個人所有で指定が解除された都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、区域外移動の理由別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注3)	所有者変更の届出 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注4)	合計
売却	0	3	10	8	4	2	27
譲渡	0	0	8	1	5	0	14
相続	0	0	0	0	0	0	0
所有者の転居	0	0	13	0	3	0	16
寄託	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明	0	0	0	0	8	1	9
その他 (注2)	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	31	9	20	3	66

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第17条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

調査対象とした都道府県の中には、個人所有の文化財を都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定する場合、原則として公的展示施設への寄託・寄贈を前提とすることで、都道府県外への流出の防止を図っている例がみられた（表 2-(3)-⑨）。

表 2-(3)-⑨ 都道府県が個人所有の文化財を指定する場合に公的展示施設に寄託等をしてもらうことで都道府県外への流出の防止を図っている例

内容
<p>本都道府県は、昭和47年以降、文化財のうち美術刀剣であって、個人が所有するものについては同都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定しないとする運用を開始したとしている。</p> <p>当時このような運用を開始した理由について、同都道府県は、特に美術刀剣について、都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定書を利用して市場に流通させるなど、都道府県外への流出の懸念が高まったためと考えられるとしている。</p> <p>また、同都道府県は、平成5年度に「個人所有の文化財の取扱い方針」（平成6年3月18日審議会報告。以下「取扱い方針」という。）を策定しており、美術刀剣以外の個人所有の文化財（美術工芸品等）についても個人所有のまま指定するには、原則として博物館等の</p>

公的展示施設への寄託・寄贈を前提とすることとした。

このため、同都道府県は、個人所有の文化財を同都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定する場合、文化財の所有者に対し公的展示施設への寄託・寄贈を依頼し、寄託・寄贈を受けた後に指定することとしている。

なお、取扱い方針の策定以降に指定された同都道府県指定文化財（美術工芸品）の都道府県外流出が発生した事案は確認されていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動が判明した後に、都道府県が所有者と接触し、区域内の美術館に文化財が寄託され、都道府県が指定を維持し当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護が図られた例もみられた（表 2-(3)-⑩）。

表 2-(3)-⑩ 都道府県の区域外へ移動した文化財について、所有者と接触することにより都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定解除とならず保護が図られた例

内容
<p>平成 25 年 11 月に文化庁から国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の依頼があった際に併せて本都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査を実施し、所在不明となっている刀剣が判明。その後、同都道府県から、他の都道府県の教育委員会等（銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局）に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会したところ、平成 30 年度に所有者が刀剣の登録情報において、本都道府県外に転居していることが判明した。</p> <p>同都道府県は、所有者と連絡を取り、指定解除するに当たり、都道府県指定文化財の指定・解除などの制度の趣旨を説明したところ、同所有者から同都道府県内の施設で多くの人に当該刀剣を公開し、有効活用したい意向の相談があり、同都道府県内の刀剣を多く扱う美術館を紹介し、寄託されることになった（同都道府県指定文化財（美術工芸品）として指定を継続した。）。</p> <p>このように、指定解除前に所有者と接触することにより、同都道府県は所有者に対して都道府県指定文化財の指定・解除などの制度の趣旨を説明する機会が生じるため、区域外に所在する所有者が所有する都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護の必要性を改めて認識し、同都道府県内（区域内）の美術館に寄託することになり、指定が維持された事例がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

さらに、調査対象都道府県の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した後に移動の事実を把握した経験を踏まえ、所有者に対する届出の励行を推進する取組を行っている例及び制度の趣旨が伝わらず、届出が行なわれないとする意見がみられた（表 2-(3)-⑪）。

- ① 所有者に対して、所有者変更等に係る各種届出等必要な手続について整理した資料を配布し周知を行っている例
- ② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定後、年月の経過や相続等により制度の趣旨が伝わらず、区域外移動に係る届出が行われたいとする意見

表 2-(3)-⑪ 都道府県の区域外移動の際に必要な届出の励行についての事例及び意見

内容
<p>本都道府県教育委員会は、平成 25 年度に国指定文化財の所在不明問題が発生したことを契機として、同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査を 26 年度から定期的に（4 年間に 1 回）実施することとしている。同調査では、平成 30 年度までに 3 件の都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動が明らかとなり、うち 1 件は売買によるもの、2 件は所有者が知人に預けたものであったが、いずれも都道府県指定に係る所有者変更届出等の各種届出はされていなかった。</p> <p>なお、3 件の都道府県指定文化財（美術工芸品）については、売買された 1 件については今後同都道府県に戻る見込みがないなどのため指定解除、その他の 2 件については一時的な移動であり今後同都道府県に戻る予定であるなどのため指定維持との対応となっている。</p> <p>また、これらの調査においては、都道府県指定文化財（美術工芸品）の現在の所在地・所有者情報等について所有者に確認しており、所在地又は所有者の変更が判明したものに対し、必要なものについては、所有者変更等の各種届出を行うよう指導している。</p> <p>同都道府県教育委員会では、上記の状況を踏まえ、令和元年度以降、新規に指定された都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者に対して、所有者変更等に係る各種届出等必要な手続について整理した資料を配布し、周知を行っている。また、これらの周知に加え、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者を対象に 1 年に 1 回程度定期的な周知を今後実施することを検討している。</p> <p>同都道府県教育委員会は、「区域外移動については、所有者が届け出なければ発覚しない場合が多いため、各都道府県において、所在地や所有者変更時の手続についての周知徹底を図ることが重要と考える」としている。</p>
<p>本都道府県は、平成 25 年 11 月に文化庁から国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の依頼があった際に、併せて実施した同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査をきっかけに区域外移動が判明したものが 23 件（刀剣類）みられた。これらは、いずれも、所有者の死亡に伴い、同都道府県外の相続人のところに移動したり、同都道府県外に売却したことにより、指定解除されたものであるが、相続人等は、所在地変更の届出等が必要なことを認識していなかったため、相続時等には届出が行われておらず、旧所有者が死亡して一定期間が経過した後、行政側が所在確認調査をきっかけに、新所有者・所有地の追跡を行うことにより区域外移動が判明したものである。</p>

このことについて、同都道府県は、同都道府県指定文化財（美術工芸品）の個人所有者は、所有する文化財が指定された当初は、文化財指定の制度の趣旨や所在地・所有者変更届の必要性について理解しているが、指定後、長い年月が経過し、所有者が制度の趣旨を忘れてしまったり、相続等により所有者が代わり、その者に制度の趣旨が伝わっていないなどにより、変更の届出が行われず、所在確認調査を行った際に、所在不明や区域外移動が判明することが多くみられ、今後、現所有者にどのように届出を励行していくのが課題の一つであるとしている。

なお、同都道府県は、こうした状況を踏まえ、平成 26 年度からは、毎年度 1 回、所在地の市区町村に依頼して、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

(4) 文化庁における都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸防止に係る取組等

ア 所在不明文化財

文化庁は、都道府県指定文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとしている。

文化庁では、所在不明となった国指定等文化財（美術工芸品）について、平成 25 年及び 30 年に所在確認調査を行い、それらの結果を取りまとめ、ウェブサイト「盗難を含む所在不明に関する情報提供について～取り戻そう！みんなの文化財～」に掲載している。文化庁は、このウェブサイトを令和 2 年 1 月に更改し、都道府県から情報を得て、所在不明となった都道府県指定文化財 21 件（令和 2 年 9 月末現在）についても同様に掲載することで共有を可能としている。

今回の調査では、調査対象とした都道府県において、個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となっているケースが 86 件みられたが、いずれも新旧の所有者が条例に基づいて適切に所在地変更又は所有者変更の届出を行っておらず、都道府県は、都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となったことを事後の所在確認調査や関係者からの連絡・照会等により把握していた。所有者による適切な届出がなされなかったことが、結果的に所在不明につながってしまっている状況がうかがわれた。

そのような中で、一部の都道府県では、所有者との緊密な関係の構築や所有者に対する届出の励行を図るなど都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように工夫している取組を行っている例や、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）について、都道府県が関係機関と連携して搜索に当たるなどにより再度発見した例もみられたところである。

これらの事例が示すとおり、条例に基づいた旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効である。

また、都道府県における再発見事例や要望を踏まえ、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を都道府県が再発見した事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策は、都道府県が所在不明文化財を搜索する際に参考になると考えられる。

イ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動

文化庁は、都道府県指定文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとして、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いに関して条例参考案の提示以外に特段の取組は行われていない。

また、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いについても、文化財指針の文化財保存活用大綱の箇所には、特段何も記載されていない。

今回の調査では、調査対象とした都道府県において、個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が売却や譲渡などによって当該都道府県の区域外へ移動していたものが76件みられたが、このうち69件については、新旧の所有者からの条例に基づく所在地変更又は所有者変更の届出によってではなく、事後の所在確認調査や関係者からの連絡・照会などによってその事実を事後的に把握していたことが明らかとなった。このうち60件については、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域内に存しないことから、都道府県は指定を解除しており、条例に基づき、所有者に対して当該文化財の管理義務が課せられないこととなる。

そのような中で、一部の都道府県では、所有者に対する届出の励行を図ったり、所有者に働き掛けて美術館等への寄託を勧めるなどにより都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護を図る取組もみられたところである。

これらの事例が示すとおり、条例に基づいた旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効である。

文化庁は、以上のような都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となった原因及び搜索状況に係る実態や、区域外へ移動した原因及びその後の都道府県における指定の取扱いなどの都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動に係る実態を把握していない。

しかしながら、文化庁は、国全体の文化財保護行政を担当する立場から、都道府県に対し、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理にとって有効と考えられる手法を提示することが可能である。

(所見)

したがって、文部科学省（文化庁）は、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、各都道府県における更なる適切な管理を推進するため、都道府県に対し、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県指定文化財（美術工芸品）について、条例に基づき、旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことが都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- ② 一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を都道府県が再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。

ウ 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱い（課題）

都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）については、美術館等への寄託や個別の事情によって指定が維持される場合もあるが、多くは区域外へ移動したことを都道府県が事後の調査等によって把握し、都道府県が指定を解除し、その後の状況を把握していない状況がみられた。

一方、都道府県指定文化財（美術工芸品）が都道府県の区域外へ移動した場合、条例の効力が及ぶ範囲を超えることとなるため、区域外移動し指定が解除された都道府県指定文化財（美術工芸品）についての保護の在り方について検討する際、まずは移動元都道府県と移動先都道府県との間で、当該文化財に係る所有者や所在地等の情報が共有されることが考えられる。

今回、調査対象とした都道府県の中には、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先の市区町村から情報提供があったことにより偶発的に所在を把握した例がみられた（表 2-(4)-①）一方、都道府県が、区域外移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について文化財保護審議会での議論を踏まえ、移動先都道府県への情報提供を見合わせた例がみられた（表 2-(4)-②）。

また、調査対象とした都道府県からは、都道府県間の情報共有の仕組みを積極的に求める意見が 1 件みられたが、むしろ、提供された側は情報の取扱いに困るといった否定的な意見が複数みられるなど、都道府県間の情報共有に関する考え方が各都道府県で様ではないことが明らかとなった（表 2-(4)-③）。

都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いについては、都道府県が条例に基づき自主的に判断すべき事項であるとされているが、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）に対しては元々所在した都道府県の条例は適用されないこととなる。

このような、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）は、都道府県指定文化財（美術工芸品）としての価値が失われませんが、保護が図られないこととなるケースについて、文化庁は、都道府県間で情報を共有し、保存のための措置を都道府県において検討の^{そじょう}俎上に載せるような環境を整備するなど都道府県の範囲を超えたより広域的な対応を図ることを今後の課題として検討する余地はあると考えられる。

表 2-(4)-① 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先の市区町村から情報提供があったことにより偶発的に所在を把握した例

内容
A 県が昭和 28 年に A 県指定有形文化財に指定した「銅鐸 ^{どうたく} 」については、所有者が昭和 31 年に B 県内に移転、その後、C 県 c 市に再移転したところ、c 市の文化財担当者から A 県に連絡があつてはじめて、A 県が文化財の転出を知った経緯がある。 所有者が c 市に移転した時期、c 市の担当者が「銅鐸 ^{どうたく} 」の転出等について知った時期、

理由等については、当時の資料がなく不明であるが、A県が所有者の県外移転を知ったことにより、昭和55年にA県指定有形文化財の指定が解除された。また、翌昭和56年に、A県内の財団法人が所有者から「銅鐸」^{どうたく}を買い取り、同財団からa町（平成18年に合併後はa市）に寄贈した。「銅鐸」^{どうたく}は、昭和56年11月からはa町が町立郷土資料館で管理、57年にA県指定有形文化財の再指定を受け、現在は、a市が同市郷土資料館で管理している。

なお、A県の文化財担当者は、担当者としては、このケースのように、結果的に地元の働き掛けによって都道府県指定文化財（美術工芸品）の帰還につながったケースもあるので、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在について移動先自治体からの連絡があることは一般論として望ましいとしている。

（注） 当省の調査結果による。

表2-4-② 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について文化財保護審議会での議論を踏まえ移動先都道府県に対し情報提供を見合わせた例

内容
<p>本都道府県の条例等の例規では、区域外移動に伴い指定を解除する本都道府県指定文化財（美術工芸品）について、移動先都道府県に対して連絡を行うことに係る定めはない。</p> <p>しかしながら、同都道府県教育委員会では、新所有者が移動先の都道府県教育委員会に対して指定の申請を届け出る可能性があるため、その場合、移動先都道府県教育委員会に事前に連絡をしておく方が事実確認等について円滑に対応できるのではないかと考えた。</p> <p>このため、本都道府県教育委員会では、都道府県文化財保護審議会（以下本表において「審議会」という。）で区域外移動が明らかになった都道府県指定文化財（美術工芸品）1件の指定解除の適否が審議される際、併せて解除後に移動先都道府県教育委員会に対して情報共有を行うことの是非についても審議されるよう諮った。</p> <p>審議会では、上記の経緯を踏まえた審議が行われ、その結果、本件の指定解除を決定し、また、次の理由から移動先都道府県教育委員会への連絡を行わないことが決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動先都道府県教育委員会に対して本都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定解除について情報共有を行うことは、移動先都道府県による指定に係る配慮を求めているように受け止められるおそれがあるが、これは都道府県指定文化財の指定が各都道府県の自治事務であり、それぞれの判断に委ねられるべきことから好ましくないこと。 ・ 本都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者から移動先都道府県教育委員会に対して指定の申請を届け出られた場合における両都道府県間の情報共有については、移動先都道府県教育委員会から本都道府県教育委員会に対して事実確認や経緯等の照会があった場合に対応すれば足りること。 ・ 移動先都道府県教育委員会に対して本都道府県指定文化財（美術工芸品）に係る本都道府県の指定解除に係る連絡を行うことにより、実質的に移動先都道府県に対して個人の財産の移転等に係る個人情報を知らせてしまうことになること。

本都道府県教育委員会では、審議会における議論及び答申を踏まえ、令和元年度に本都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定を解除した際には、移動先都道府県教育委員会に対する連絡等の情報共有は行わなかった。

なお、令和2年7月現在、本都道府県教育委員会では、移動先都道府県教育委員会から本都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する照会は受けていない。

同都道府県教育委員会では、本都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先都道府県で指定を行うかなどの取扱いについては、移動先都道府県教育委員会が主体的に対応すべき事項であり、このため、本都道府県教育委員会が移動先都道府県教育委員会に対し、これらの対応を求めることは当然できず、これらの対応を求めているよう受け止められるおそれがある情報共有についても条例等の根拠なく行うべきでないとしている。また、都道府県指定文化財（美術工芸品）については指定を解除した時点で、当該文化財及びその所有者に対して都道府県の指導権限は及ばず、条例等の根拠がない中で個人情報を含む情報の共有はできないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-③ 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先都道府県に対し情報提供をすることに関する都道府県の意見

区分	内容
情報提供について積極的な意見	<p>移動先で保護を図る取組を引き継ぐことは求めないが、都道府県指定文化財（美術工芸品）の情報共有の仕組みが構築できるのであれば良いと思う。文化財の概要、写真、大きさなどが分かるような文化財情報のデータベースがあると良い。</p>
情報提供について消極的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護を図るための方策を検討する場合、移動先の都道府県においてどのように取り扱うかについてのルールがないと、移動元の都道府県が当該文化財に関する情報を提供したとしても、移動先での対応が区々となる可能性があると思われる。 ・ 本都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合において、文化財保護の観点から移動先の都道府県と情報共有を図ることについては、根拠とする規定がない上に、個人所有という制約があることや都道府県ごとに指定の在り方にもばらつきがある。 ・ 仮に他の都道府県指定文化財（美術工芸品）が移動してきた場合、当該都道府県から情報共有等の連絡があれば、所在地の市区町村に通知し、当該市区町村や本都道府県の指定文化財になり得るかどうか検討することにはなると考えるが、本都道府県の指定文化財は市区町村指定の文化財の中から指定される場合が多いため、他の都道府県で指

	<p>定されていたという理由だけでは、本都道府県の文化財として直接指定することは難しい。また、市区町村に流入文化財の情報を伝達したとしても、その地域に縁のある文化財ではない場合、指定される可能性は低いため、情報共有をされた側も取扱いに困る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動先の都道府県が、移動元の都道府県に代わって文化財の管理状況等を確認する仕組みができれば、本都道府県指定文化財（美術工芸品）の適正な管理に当たって効果はあると考えるが、一方で、確認の代行の協力を求められた都道府県及び現況確認の実務を担う市区町村の負担増も懸念される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動後の指定継続に係る対応について検討する場合、意見具申制度（注）を採用している国の登録有形文化財（美術工芸品）の登録時点における区域（都道府県）から移動した際の対応（各種手続や、経由事務を移動元、移動先のどちらが行うか、移動先との情報共有をどのように行うかなど）に関する文化庁の考えが示されれば、参考になると考えられる。 （注）国の登録有形文化財については、法第 189 条の規定に基づき地方公共団体が、関係書類を添えて登録制度による保存及び活用を図ることが妥当と認められるものに関する情報提供を国に対して行うこととされている。 ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動への対応に関し、他の都道府県の状況や考え方等について参考となる情報があれば、提供していただきたい。 ・ 移動先の都道府県への通知制度を創設することについては、通知を行うこと自体に支障はないが、法第 182 条第 3 項の規定により、地方公共団体が文化財の指定若しくは解除を行った場合は、文化庁に報告する義務があるため、地方公共団体から文化財の移動先の都道府県に通知を行うよりも、文化庁が同報告で把握して移動先の都道府県等に情報共有を行う方が効率的ではないか。 ・ 区域外移動については、所有者が届け出なければ発覚しない場合が多いため、都道府県間の情報共有の仕組みを構築するよりも、各都道府県において、所有者変更、所在地変更時の手続についての周知徹底を図ることが重要と考える。

（注） 当省の調査結果による。